

“eGATE”サービスに関する
利用契約（約款）

2025年11月1日

株式会社エクサス

“eGATE” サービス利用契約（約款）

EXAS

（約款の適用）

- 第1条 株式会社エクサス（以下「弊社」という）は、本約款に基づき、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下、「NACCS センター」という）が運営する NACCS (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System) システムとのゲートウェイ接続サービス“eGATE” サービス（以下「本サービス」という）を提供します。
- 2 本約款は、本サービスを利用するすべての利用者（以下「利用者」という）に対し適用されるものとします。
- 3 本サービスの利用には別途 NACCS センターから ID を取得する必要があります。

（利用者）

- 第2条 本サービスは弊社が提供する次のサービス利用者に限ります。
- （1） 海貨業務用「eForwarder クラウドサービス」
 - （2） 船社・代理店業務用「Web-Shipping クラウドサービス」
 - （3） NVOCC 業務用「Web-NVOCC クラウドサービス」
 - （4） ACL to Edifact クラウドサービス
 - （5） NACCS Send and Recive クラウドサービス

（サービスの内容等）

- 第3条 弊社が本サービスにおいて利用者に提供する機能は、添付の「eGATE サービス実施確認書」（以下「実施確認書」という）に記載の通りとします。
- 2 弊社は、利用者に予告することなく、前項規定の機能の一部を改変し、又は新たに機能を追加することができるものとします。この場合、弊社はその都度本サービスの掲示板、文書、電子メール又は弊社のホームページへの掲載その他の方法により、その旨を利用者に通知するものとします。

（外部ネットワークとの接続）

- 第4条 本サービスにおいてゲートウェイ接続する外部ネットワークとの接続工事、手続き等の弊社及び利用者の役割分担は、添付の「eGATE サービス実施確認書」に記載の通りとします。

（機器等の準備）

- 第5条 利用契約が締結された場合には、利用者は利用者の責任と負担において、請書に記載の本サービス利用開始日（以下「利用開始日」という）までに、クライアント PC、通信機器その他の機

器及びインターネット利用環境を準備するとともに、その維持、管理を行うものとします。

- 2 利用者において準備、維持、管理するクライアント PC、通信機器その他の機器及びインターネット利用環境に起因して本サービスの提供の全部又は一部がなされなかったことについて、弊社は利用者に対して何等の責任を負わないものとします。
- 3 利用者は利用者の責任と負担において、コンピュータウイルスへの対策を行うものとします。但し、弊社が管理するサーバについては、弊社においてコンピュータウイルスへの対策を行うものとします。

(サービス料金)

第6条 本サービス利用の対価（以下「サービス料金」という）は、初期料金と月額の基本料金、利用料金及びオプション追加基本料金から構成されるものとし、別途弊社が定める「料金表」に基づき算出されるものとします。

- 2 弊社は、サービス料金の改定を行うことができるものとします。この場合、弊社は改定の3ヶ月前までに文書、電子メール又は弊社のホームページへの掲載その他の方法により、その旨を利用者に通知するものとします。

(支払条件)

第7条 利用者は、当月分のサービス料金を翌月末日までに弊社に支払うものとします。

- 2 利用者は、サービス料金に対し消費税法及び地方税法所定の税率を乗じて算出された消費税等を、サービス料金とともに弊社に支払うものとします。
- 3 利用者が弊社に支払い済みのサービス料金は、いかなる場合にも返却されないものとします。
- 4 振込手数料は利用者のご負担となります

(支払遅延損害金)

第8条 利用者が、サービス料金その他の契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、利用者は、所定の支払期日の翌日から完済に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を、弊社に支払うものとします。

- 2 振込手数料は利用者のご負担となります。

(サポート・サービスの提供)

第9条 弊社は利用者に対し、本サービスに関するサポート・サービスを提供するものとし、その内容及び提供方法は次のとおりとします。

(1) 技術質問に対する回答

弊社は利用者からの本サービスに関する技術的質問に対し、回答を行うものとします。なお、質問及び回答は、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行われるものとします。

(2) 障害対応のための技術支援

本サービスの利用に伴ない障害が発生した場合、弊社は利用者からの障害の分析に必要な情報の提供を受け、これに基づき当該障害の原因分析を行うとともに、利用者に対し障害修復のための技術支援を行うものとします。

(3) 基本情報の提供

弊社は、本サービスを提供するために必要なプログラム（サーバに搭載の OS を含む、以下「プログラム」という）に関する情報を、本サービスの掲示板に掲載し、又は文書にて送付することにより、利用者へ提供するものとします。

(4) プログラムの更新版（機能強化版を除く）の適用

プログラムがバージョンアップされた場合、弊社は利用者と更新版の適用につき協議し、その適用を行うものとします。

(5) データベースのバックアップ

弊社は、毎日、本サービスの提供終了後、利用者のデータベースのバックアップ・ファイルを作成するものとします。

(6) データベースの修復

サーバ又は通信回線（他の通信業者の通信回線を除く）に障害が発生した場合、弊社では利用者に対し、速やかに連絡、報告を行うとともに、これにより利用者のデータベースが滅失した場合には、前号により作成されたバックアップ・ファイルにより、当該データベースの修復を行うものとします。なお、バックアップ・ファイルにより修復されたデータベースの検証及びバックアップ・ファイル作成後に更新されたデータの再処理については、利用者がその責任と負担においてこれを行うものとします。

(提供時間帯)

第 10 条 弊社が本サービスを提供する時間帯は、毎日 5 時から 23 時 59 分までとします。

(提供期間)

第 11 条 本サービスの提供期間は、利用契約に定める利用開始日から 1 年間とします。但し、当該期間満了の 3 ヶ月前までに利用者から文書による利用契約の終了の申し出がない限り、当該利用契約は更に 1 年間更新されるものとし、その後の更新についても同様とします。

利用契約又は本約款に別段の定めがある場合を除き、利用者は、利用契約の途中解約はできません。

(著作権等の権利)

第 12 条 弊社が本サービスにおいて提供する画面デザイン、画像その他のコンテンツ及び本サービスを提供するためのプログラム、データベースその他の著作物（以下併せて「ソフトウェア」という）に関する著作権その他の一切の権利は弊社又は原権利者に帰属します。

利用者は、本サービスの本来の用途に従って、本サービスのユーザーとしての通常の方法によってのみ、前項の知的財産を利用することができ、いかなる方法でも、弊社の許諾を得ずに、こ

れらを複製したり、リバースエンジニアリングしたりできません。

(ソフトウェアのバージョンアップ等)

第13条 弊社は、本サービスの機能アップ、機能追加又は修正等のため必要な場合には、弊社の判断においてソフトウェアのバージョンアップを行うことができるものとします。

2 ソフトウェアのバージョンアップを実施する場合、又は当該バージョンアップその他の事由により画面デザイン又は本サービスの利用方法が変更になる場合には、弊社は、事前に文書、電子メール又は弊社のホームページへの掲載その他の方法により、その旨を利用者に通知するものとします。

3 弊社は、NACCSセンターが実施するNACCSシステムの更改に合わせて、ソフトウェアの修正を行います。

4 弊社は、事前にNACCSセンターが利用者向けに公開する技術情報に基づき対応を検討し、利用者負担費用と合わせて利用者に提案します。

5 弊社は、利用者の同意を得て、ソフトウェアの修正を行います。

(免責)

第14条 本サービスを利用して行われる情報の受発信は、利用者の責において行われるものとし、当該情報の内容及びその使用結果ならびに本サービスの利用又はソフトウェア等の不具合により生じた利用者の損害については、弊社はいかなる責も負わないものとします。

(情報等の保護)

第15条 弊社は、本サービスの提供に伴って知り得た利用者の業務上又は技術上の資料又は情報及び利用者が取り扱う顧客情報（以下併せて「情報等」という）の秘密を保持するとともに、本サービスの提供に必要な場合を除き、いかなる場合にも情報等を第三者に開示又は提供しないものとします。但し、次の情報等については、この限りでないものとします。

(1) 弊社が知得したとき既に公知のもの、又は知得した後、弊社の責によらずして公知となったもの

(2) 知得する以前に弊社が既に保有していたもの

(3) 弊社が第三者から守秘義務を負うことなく入手したもの

(4) 情報等によらずして弊社が独自に開発したもの

2 前項にかかわらず、刑事訴訟法その他の法令に基づく強制捜査等が行われた場合には、弊社は、当該法令及び令状に定める範囲に限り、前項の守秘義務を負わないものとし、また、警察官、税務官その他の照会権限を有する者による照会があった場合には、弊社は弊社の判断によりその照会に応じることができるものとします。

(禁止事項)

第16条 利用者は、本サービスを利用して次の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 弊社又は第三者の知的財産権（著作権、商標権等）を侵害する行為
- (2) 第三者の財産又はプライバシー等を侵害する行為
- (3) 第三者又は弊社の信用又は名誉を毀損する行為
- (4) 不正アクセスにて本サービスで使用している情報の改ざん又は消去
- (5) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (6) ウィルス・プログラムその他の有害プログラム等の送信又は掲載
- (7) 第三者の機器、設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用又は運用に支障を及ぼす行為
- (8) 法令もしくは公序良俗に違反し、又は第三者に不利益を与える行為
- (9) 弊社のサービスの運営、維持を妨げ、又は本サービスの提供に支障を及ぼす行為

利用者に前項の違反があった場合、弊社は、利用契約の解除、利用者による本サービスの利用の中止若しくは停止の措置、及び契約者に対する損害賠償の請求を行うことができます。

(情報等の削除)

第17条 利用者が前条に違反したことにより第三者から弊社に対してクレーム、請求等がなされた場合において、弊社が必要と認めたとき、又はその他の事由により弊社が本サービス提供業務の運営上不適当と判断した場合には、弊社は弊社の裁量により、当該利用者に対して次の措置を講じることができるものとします。

- (1) 前条各号の行為の中止を要求すること
- (2) 当該クレーム、請求等処理、解決するために当該第三者と協議を行うよう要求すること
- (3) 掲載した情報の削除を要求すること
- (4) 事前の通知なくして、利用者が掲載した情報の全部もしくは一部を削除すること

(損害責任等)

第18条 利用者は、本サービスの利用に関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、自己の責任と負担においてこれを処理、解決するものとし、利用者が本サービスの利用に関連して第三者の行為により損害を被った場合も同様とします。

2 利用者は、本サービスの利用に関連して第三者に損害を与えた場合には、その損害賠償の責を負うものとします。

3 利用者が利用契約もしくは本約款に違反し、又は不正もしくは違法な行為によって弊社に損害を与えた場合には、当該利用者は弊社に対して損害賠償の責を負うものとします。

(利用の制限)

第19条 天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、弊社は、災害の予防

もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法に基づき、本サービスの利用の一時制限又は一時停止等の措置を講じることができるものとします。

(本サービス提供の中断)

第20条 次の各号の一つに該当する場合には、弊社は、本サービスの一部又は全部の提供を、必要最小限において中断又は一時中止することができるものとします。

- (1) 電気通信事業者（以下「通信業者」という）の通信設備又はこれに付属する設備の保守又は工事等を実施するとき。
- (2) サーバの定期点検又は緊急保守を実施するとき。
- (3) 電力会社からの弊社又は通信業者への電力供給の中断その他やむを得ない事由が発生したとき。
- (4) 天災地変その他の不可抗力又は弊社の責に帰すことが出来ない事由により本サービスの中断もしくは停止をせざるを得ないとき。
- (5) その他弊社が本サービスの一時的な中断又は停止を必要と判断したとき。

2 前項により本サービスの提供を中断又は一時停止する場合、弊社は事前に本サービスの掲示板、文書、電子メール又は弊社のホームページへの掲載その他の方法により、利用者にその旨を通知するものとします。但し、緊急又はやむを得ない事由により事前通知が不可能な場合には、事後速やかに通知するものとします。

3 第1項の中断又は停止により利用者が被った損害、及びサーバもしくはソフトウェア等の障害又は当該障害の修復作業に関連して生じたハードウェアディスク等の補助記憶装置内の利用者データの滅失、毀損等については、弊社は一切その責を負わないものとします。

(本サービスの中止)

第21条 弊社は、都合により本サービスの提供を中止することができるものとします。この場合、弊社はその12ヶ月前までに、本サービスの掲示板、文書、電子メール又は弊社のホームページへの掲載その他の方法により、その旨を利用者に通知するものとします。

(変更の届出)

第22条 利用者は、申込書に記載の事項に変更があった場合には、速やかにメールにて弊社に対し変更の届出を行うものとします。

(譲渡の禁止)

第23条 利用者は、本サービスの利用に関する権利又は義務を、第三者に使用許諾もしくは譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

(利用契約の解除)

第24条 第11条にかかわらず、利用者は、やむを得ない事由が生じた場合には、文書により3ヶ月前までに弊社に通知することにより利用契約の全部又は一部を中途解約することができるものとします。

- 2 第18条第3項のほか、利用者が本サービスの利用開始後1年以内に、利用契約の全部又は一部を中途解約した場合、又は利用者が本約款もしくは利用契約に違反し、利用契約解除になった場合には、利用者は弊社に対して、中途解約の時期に応じて次の算式により算出された解約金を支払うものとします。

$$\text{解約金} = \text{サービス料金 (月額)} \times \text{残存契約期間} \times 1/2$$

- 3 本契約が解除又は期間満了等により終了した場合には、弊社は、サーバの補助記憶装置より利用者から提供を受けた一切のデータを消去するものとします。また、利用者は弊社から提供を受けたマニュアルその他の資料一切を弊社に返却するものとします。

(本サービス提供の停止及び利用契約の解除)

第25条 利用者が次の各号の一つに該当した場合には、弊社は利用者は何ら催告をすることなく、本サービスの提供を停止し、又は利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 利用料金の支払を怠ったとき。
 - (2) 支払を停止し、又は手形もしくは小切手を不渡りとしたとき。
 - (3) 破産、民事再生手続開始、会社更正手続開始、会社整理開始又は特別精算開始等の申し立てがあったとき。
 - (4) 仮差押、差押、仮処分もしくは競売の申立を受け、又は租税滞納処分を受けたとき。
 - (5) 合併、解散又は営業の全部又は重要な一部譲渡又は廃止を決議したとき。
 - (6) 本サービスの運営を妨害し、又は弊社の名誉、信用を著しく毀損したとき。
 - (7) 第三者の本サービスの利用に重大な支障を及ぼす行為を行ったとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (8) 申込書に虚偽の記載があったことが判明したとき。
 - (9) 利用契約又は本契約に違反したとき。
 - (10) その他利用契約の履行又は継続に重大な支障を生ずる事由が発生したとき。
- 2 前項の場合、利用者は、その時点で有する弊社に対する債務につき期限の利益を喪失し、直ちに全債務を一括して弊社に支払うものとします。

(約款の改定)

第26条 弊社は、利用者に予告することなく、随時本約款を改定することができるものとします。この場合、以後のサービス利用については、改定後の約款が適用されるものとします。

- 2 弊社は、本約款の改定を行う場合には、その30日前までに、文書、電子メール、弊社のホー

ムページへの掲載その他の方法により、その旨を利用者に通知するものとします。

(準拠法・管轄裁判所)

第27条 本約款は日本法に従い解釈されるものとします。

- 2 本サービスの利用に関連し利用者と弊社との間で紛争が生じた場合には、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(分離条項)

第28条 本約款中の一部の条項が後に無効と判断されても、残りの条項は引き続き有効であるものとします。

(協議)

第29条 本約款に定めのない事項又は本約款もしくは利用契約の履行の解釈もしくは履行につき疑義を生じた場合には、別途利用者と弊社間にて協議し、円満解決を図るものとします。

(反社会的勢力の排除)

第30条 利用者及び弊社は、自ら又はその役員が、次の各号に記載する者（以下「反社会的勢力等」という）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証します。

(1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者

(2) 前号に記載する者と人的・資本的・経済的に深い関係にある者

利用者及び弊社は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことを相手方に対して確約します。

(1) 相手方に対する暴力又は脅迫的言辞を用いる行為

(2) 違法行為や不当要求行為

(3) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(4) 前各号に準ずる行為